

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者の
定時改定について

長谷川 まゆみ

トータルマネジメントオフィス代表／特定社会保険労務士／DCプランナー／ファイナンシャルプランナー／日本キャリア開発協会認定CDA

Q 年金受給者になった65歳以降も体力維持のためフルタイムで働き続けようと考えています。この度の年金改正で、年金が毎年増えると聞きましたが、どのような仕組みでしょうか？

A 2020年5月に成立した年金制度改正法により、高齢者に長く働き続けてもらうための制度である在職定時改定が新設されました。2022年4月以降は年1回、65歳以上で在職中の人の老齢厚生年金が改定され、年金支給額が増加します。以下、概要を解説いたします。

《解説》

◆在職定時改定の導入の背景

年金受給要件を満たした65歳以上の人が年金の裁定請求をすると、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」が支給されます。年金を受給しながら厚生年金に加入して働き続ける場合、毎月厚生年金保険料を納めているにも関わらず、その効果が年金の受取額として表れるのは、退職または70歳になって厚生年金被保険者の資格を喪失した以降でした。退職の資格喪失により、年金が改定される制度を「退職改定」といいます。

これまで65歳以降の人にとっては長く働いても退職しなければ年金に金額が反映されず、就労意欲がそがれる制度であると懸念されてきました。また昨年度施行された高年齢者雇用安定法により、企業で70歳までの継続雇用が努力義務となったことから、「退職する前から年金額改定が必要」という議論が高まり、在職定時改定の制度が導入されました。なお、この度の改正は「老齢基礎年金」の金額に影響はありません。

◆年1回、年金支給額が増える制度

具体的な改定の時期、支給の時期は以下の通りです。

改定の時期：9月1日の時点で厚生年金被保険者である場合、前月である8月までの加入実績に応じて10月から年金額が改定

支給の時期：改定された10月分の年金額は12月に支払われる

在職定時改定の導入により、就労を継続したことの効果が退職を待たずに早期に年金額に反映されるため、働く年金受給者の経済基盤の充実が図られます。

◆具体的にどの程度支給額が増えるのか

在職定時改定の導入によって、年金の支給額は具体的にどれくらい増加するのでしょうか。

例えば、65歳以降に標準報酬月額※20万円で厚生年金に加入し、その後1年間勤務して在職定時改定が行われた場合の増加額は以下の通りです。

※標準報酬月額とは、従業員の健康保険料や厚生年金保険料の計算をする際に用いる賃金額で、毎年4～6月に支給した賃金の平均額（報酬月額）を、「標準報酬月額表」の区分（等級）に当てはめ、標準報酬月額を決定します。

年間の増加額：約1万3,000円

1か月の増加額：約1,100円

◆留意点

在職定時改定の導入後に留意する点は、在職老齢年金です。在職老齢年金とは、わかりやすく説明すると、老齢厚生年金を受給しながら働く場合、給与と老齢厚生年金月額の合計額が、65歳以降では基準額47万円を超えてしまうと、年金の一部、または全部の支給が停止されるというものです。

在職定時改定は65歳以上の働く人にとってはメリットになるはずが、一定以上の収入の人にとってはかえって年金額を減らされてしまいかねないという留意点があります。